

2020年5月27日 18:00 付 韓国農林畜産食品部プレスリリース

ASF 遮断のための農家支援および防疫強化

<https://www.mafra.go.kr/mafra/293/subview.do?enc=Zm5jdDF8QEB8JTJGYmJzJTJGbwWFmcmElMkY2OCUyRjMyMzgzNyUyRmFydGNsVmllldy5kbyUzRmJic0NsU2VxJTN EJTI2aXNWaWV3TWluZSUzRGZhbHNlJTI2cmdzRW5kZGVtdHllM0QlMjZwYWdlJT NEMSUyNmJic09wZW5XcmRTZXEIM0QlMjZyZ3NCZ25kZVN0ciUzRCUyNnNyY2hX cmQlM0QlMjZwYXNzd29yZCUzRCUyNnNyY2hDb2x1bW4lM0QlMjZyb3clM0QxMCU yNg%3D%3D>

□農林畜産食品部（長官キム・ヒョンス）は、改正された「家畜伝染病予防法施行令」と「家畜伝染病予防法施行規則」が公布・施行されたと明らかにした。

I 「家畜伝染病予防法施行令」の主な改正内容

□離農支援額、支援理由、支給基準など離農支援関連事項を定める

1. 離農支援金支給理由：重点防疫管理地域内養豚農家が以下の理由で離農を望む場合、離農支援を受けられる（第11条の2第1項）

①防疫施設の設置による費用増加により経営が悪化し、畜産業を継続して営むことが困難な場合、または②近隣地域の家畜または家畜伝染病特定ベクター（野生イノシシ）によりASF発生リスクが高く、畜産業を継続して営むことが困難な場合

*離農支援金支給対象：政府が農家に離農支援金を支給する対象家畜の種類は“豚”（第11条の2第2項）

期待効果：ASF重点防疫管理地区指定時に既存の養豚農家が離農を希望する場合、離農支援が可能になる。

2. 離農支援金支給基準：重点防疫管理地区内で畜産業を営んだ養豚農家が「畜産法」により離農申告をして、“畜舎”を本来の目的で使用できないよう、①用途変更、②撤去、または③廃棄した場合に支給する（第11条の2第3項）

期待効果：今回の改正案では、用途変更を通じて残存価値を活用できるように選択肢を広げたため、畜舎の撤去費用が発生しないように農家が選択して離農することができる。

3. 離農支援額：年間1頭当りの純収益額の2年分を支援する

*算出式：家畜の年間出荷数×年間1頭当りの純収益額×2年

4. 申請および支給期間：農家は重点防疫管理地区指定日から6ヶ月以内に市長・郡守・区庁

長に離農支援金を申し込めば、重点防疫管理地区指定日から 1 年以内に離農支援金が支給される（第 11 条の 4）

□淘汰命令を履行した農家に対する生計安定資金支援の根拠を設定（第 12 条）

○市長・郡守・区庁長の淘汰命令により、淘汰目的で家畜を屠殺場に出荷した家畜の所有者（家畜の飼養を委託された者を含む）に生計安定資金を支援する。

□埋却地関連事業に対する政府予算支援の根拠を設定（第 13 条第 1 項）

○埋却地の管理、埋却地周辺環境調査、浄化措置などにかかる費用の 100 分の 40 以上は国家が支援、残りは地方自治体が支援

※埋却地関連事業予算の国費支援比率を法律で明確にする

□農家防疫の責任強化のための過怠金基準を新設・強化（星印 3）

○従来は故障（瑕疵）している消毒・防疫施設を放置しても、その不作為に対する制裁が難しかったが、改正後は放置が確認されれば、1 回目から 500 万ウォン（約 43 万 8000 円）過怠金賦課

II 「家畜伝染病予防法施行規則」主な改定内容

□特定ベクター：家畜伝染病特定ベクターに ASF を伝染させる恐れがある“ヒメダニ”を追加する（第 2 条第 3 項）

*法では“野生鳥類”または“野生イノシシ”を家畜伝染病特定ベクターと規定している（2020 年 2 月 4 日、法第 2 条第 7 号新設）

□疫学調査官：家畜伝染病発生時、迅速で正確な疫学調査のために家畜伝染病発生以前にあらかじめ疫学調査官を置く（第 16 条、第 16 条の 2）

○農林畜産検疫本部長が指定する疫学調査官は 20 人以上、市・道知事及び市・道の動物衛生試験所長が指定する疫学調査官は 2 人以上を置くこと

○疫学調査官の専門性向上のために教育・訓練の詳細基準を設ける

-新規教育・訓練：2 年間の現場中心の職務訓練課程における基本教育と実務教育

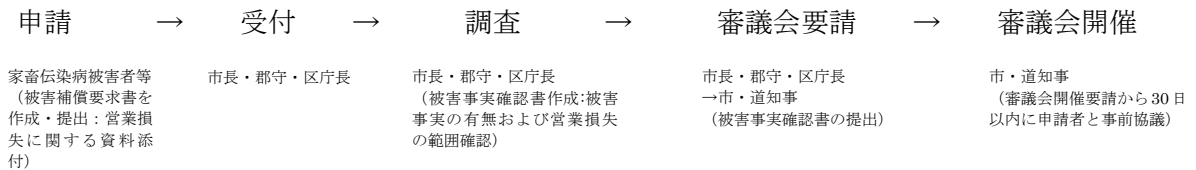
*基本教育：120 時間以上、実務教育：144 時間以上

-保守教育・訓練：年に 2 回、16 時間以上実施

→期待効果：検疫本部と市・道で疫学調査官をあらかじめ指定し、教育・訓練を通じて専門性を確保することにより、家畜伝染病発生時に迅速な疫学調査を実施することができるため、効果的な家畜伝染病の拡散遮断・根絶が期待される。

□ 予防的殺処分基準：野生イノシシで ASF が発生し、家畜と直接接触した、または接触したと疑われる場合の近隣農場に対する予防的殺処分の詳細基準と手続きを設ける（第 23 条第 4 項）

① 疫学調査の結果、家畜伝染病特定ベクターと家畜が直接接触した、または接触したと疑われる場合、または② 発生地域を管轄する地方家畜防疫審議会にて、家畜伝染病特定ベクターによって ASF が集中的に発生・拡散の恐れがあると判断された場合



□ 淘汰命令：家畜伝染病の発生拡散を防止するために市長・郡守・区庁長が緊急時に家畜の所有者などに淘汰命令ができるようにする。淘汰命令対象家畜の範囲、基準、出荷手続きおよび淘汰方法などを設定する（第 24 条の 2、星印 4）

① ASF が発生し、拡散するおそれのある場所の近隣で飼養されている家畜のうち、外観上臨床症状がなく、検査で陽性と判定されていない家畜（中央または地方家畜防疫審議会の審議を経た場合に限定）または② 家畜伝染病特定ベクターの発生により ASF が集中的に発生した場所の近隣で飼養されている家畜のうち、外観上臨床症状がなく、検査で陽性と判定されなかった家畜（中央または、地方家畜防疫審議会の審議を経た場合に限定）

※ 淘汰命令により淘汰を目的に、家畜を屠殺場へ出荷した家畜の所有者（*委託飼養含む）に生計安定資金を支援する。

期待効果：淘汰命令農家に対しても生計安定資金を支給することにより、農家の淘汰命令の履行を促し、農家支援を強化できる。

□ 「家畜伝染病予防法施行令・施行規則」改正内容は、法制処国家法令情報センター（www.law.go.kr）を通じて確認できる。

以上